

ググっとぐんま観光宣伝推進協議会規約

（名称）

第1条 本会は、ググっとぐんま観光宣伝推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、大規模観光キャンペーンの実施により、群馬県の豊富な観光資源を広く全国に紹介宣伝し、本県の知名度向上・イメージアップを図るとともに、観光客の誘致拡大に必要な諸事業を官民の協働により実施し、本県観光の振興と地域活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）群馬県の観光資源の充実・宣伝に関する事業
- （2）各種イベントの企画・実施に関する事業
- （3）観光客の誘致促進、誘客対策に関する事業
- （4）観光客の受入体制の整備に関する事業
- （5）その他、協議会の目的達成に必要な事業

（構成）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する地方公共団体、関係団体、企業等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副会長 若干名
- （3）委 員 60名以内
- （4）監 事 2 名以上

2 役員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

3 委員は、会議を構成し会務を執行する。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、委員及び監事は総会において選任する。

(任期)

第8条 役員任期は、令和6年度の総会開催日までとする。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残存期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の制定・改廃及び変更
- (4) その他、会長が必要と認めた重要事項

2 総会の議長は、会長または会長があらかじめ指名する者がこれにあたる。

3 会長は、必要があると認める場合は、会議を書面による開催とすることができる。

(幹事会)

第11条 総会の決定した方針、事業計画等に基づき協議会の運営を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

4 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が招集する。

6 幹事会の議長は幹事長がこれにあたる。ただし、幹事長が欠席の場合は、副幹事長が議長となる。

7 幹事長は、必要があると認める場合は、会議を書面による開催とすることができる。

(部会)

第12条 幹事会に、部会を設けることができる。

2 部会の組織及び構成については、幹事会で定める。

（定足数）

第 13 条 会議は、総会においては構成団体、幹事会においては幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 14 条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

（表決委任）

第 15 条 やむを得ない理由のため会議に出席することのできない構成団体又は幹事は、表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

（事務局）

第 16 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会（以下「協会」という。）に置く。

3 事務局長は、協会の事務局長の職にある者をもって充てる。

4 協議会の事務は、協会及び群馬県産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課が協働して行うこととする。

（会計）

第 17 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

2 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

3 協議会の会計は、総会において報告する。

（補則）

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、設立の日（平成 21 年 6 月 15 日）から施行する。

2 設立時の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月 3日から施行する。